

## 第 24 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 13 日

午前 10 時 00 分～午前 11 時 14 分

### ○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

### ○ 欠席委員

### ○ 議 件

議案第 91 号 公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について

議案第 92 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 93 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 94 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 95 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 96 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 97 号 現況証明願いについて

議 長 　ただいまより第 24 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、3 番岡林委員さん、4 番江上委員さん、よろしくお願ひ致します。日程 2、会期の決定について、でございますが、本日 1 日限りでよろしいでしょうか。

各 委 員 　異議無し。

議 長 　はい、異議無し。という事で本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。日程 4、会務報告局長より報告お願いいたします。

事 務 局 　それでは第 23 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号 1 番ですが、5 月 27 日に、第 23 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名と事務局が出席しております。続きまして整理番号 2 番ですが、5 月 27 日に、現地調査が役場委員会室で第 1 ブロックの委員さんと事務局で実施しております。続きまして整理番号 3 番ですが、5 月 30 日から 6 月 1 日の期間で、令和 4 年度全国農業委員会会長大会他が、東京都で開催されており、塩沢会長が出席しております。続きまして整理番号 4 番ですが、6 月 1 日から 6 月 2 日の期間で、令和 4 年度市町村農業委員会職員基礎研修会が役場会議室で開催されており、事務局で出席しております。そちらについては、2 日間のWEB 会議となっております。最後ですが整理番号 5 番ですが、6 月 3 日に、現地調査が、屈斜路川湯地区で第 3 ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 　はい、有難うございました。次日程 5、報告第 51 号、令和 4 年度全国農業委員会会長大会、出席報告について報告いたします。

5 月 31 日に東京渋谷公会堂で開催され、行ってまいりました。この出席については、釧路地方連 10 名、根室地方連 7 名ということで一緒に行ってまいりました。同日、北海道選出国會議員に対し、要請行動を実施しております。伊藤良孝衆院議員、鈴木貴子衆院議員、鈴木宗男参院議員の 3 人の方に対して行っております。これも根室地方連、釧路地方連と一緒に要請行動を行っております。翌日、6 月 1 日には農林水産省へも訪問し、農地法の改正ならびに資材高騰の現状など、今後についての研修会を行って、意見交換をいたしました。この意見交換の中で一番問題なのが肥料高騰それと餌の高騰、油の高騰、それぞれ農水省のほうで担当者を 6 名か 7 名くらいかな、来てくれまして、色々と説明を受けてまいりました。その中で自分としては肥料と飼料ということで聞いたんですけども、これはいつどうなるか未定だと。肥料はロシアの絡みがあるということとなりますので、高騰がしばらく続くかと。餌については、今年についてはいつ元に戻るかの見通しはつかないと、そういうことでありました。以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

次日程 6、報告第 52 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。事務局説明をお願いします。

事 務 局 　それでは、総会資料 3 ページをご覧ください。報告第 52 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。下記農地について、合意による解約があっ



保有合理化事業にて対応する、としましたが、この後、〇〇〇〇氏がお亡くなりになられたという状況であります。今後の農地売買については問題なく実施することとしておりますが、相続手続きが必要となってきます。その際〇〇さんが相続した場合、全地の金額は〇〇〇〇円で決定しておりますが、それも含めまして全地保有合理化事業を利用します。もしその他の親族が相続した場合は、そのまま〇〇氏〇〇〇〇円で決定して、〇〇さんの所有農地だけを保有合理化事業にて対応していきたいというふうに考えてございます。以上のとおり所有者の異動がありましたが、内容の変更はございませんので、口頭での内容変更ということとさせていただきますので、ご報告といたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、事務局から報告がございました。よろしいですか。

各 委 員 　　異議なし。

議 長 　　それでは、報告第 52 号を決定させていただきます。はい、次日程 7、議案第 91 号。公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　それでは総会資料 5 ページをお開き願いたいと思います。議案第 91 号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第 16 条第 1 項に基づき要請することに議決を求める。令和 4 年 6 月 13 日提出。弟子屈町農業委員会会長。本件は、農地保有合理化事業を活用し、農地を効率的に利用を図る目的とし、公益財団法人北海道農業公社に対し買入協議を要請するものであります。対象地については 6 ページをご参照頂きたいと思います。

6 ページになります、番号 1 番、利用調整申出者ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。これは令和 4 年 3 月 28 日に報告済みとして買入協議をいたしますとしております。その当時令和 4 年 2 月 3 日に利用調整会議を、岡林委員さんを委員長として第 2 ブロック委員さんで実施してございます。農地の所在につきましては、下記の通り〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 4 筆の、計 5 筆となっております。登記簿現況地目とも畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートルです。金額につきましては、〇〇〇〇円としてございます。図面につきましては、7 ページを参照願います。

以上議案第 91 号の説明といたします。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 　　はい、ただ今事務局より説明がございました。何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

各 委 員 　　異議なし。

議長 異議なし。と認め議案第 91 号を決定させていただきます。次日程 8、議案第 92 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 はい。総会資料 8 ページをお開き願います。議案第 92 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和 4 年 6 月 13 日提出。弟子屈町農業委員会会長。3 条につきましては、今回は 2 件の申請がありましたので、順を追って説明させていただきます。

申請番号 1 番、権利の種類は所有権移転。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆の計 3 筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望による譲渡する。譲受人については、主として果菜類栽培に供する畑地を取得し経営を行うため、取得する、となっております。契約の種類は売買で、売買価格につきましては〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図については、9 ページをご参照ください。

続きまして申請番号 2 番、権利の種類は所有権移転。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆の計 2 筆。公簿地目は畑および牧場。現況地目は全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望により譲渡する。譲受人につきましては、経営拡大のため、譲渡を受ける、としております。また契約の種類は売買、売買価格は〇〇〇〇円となっております。こちらの申請地の位置図については、10 ページをご参照ください。農地法第 3 条調査書につきましては、別添資料の通りとなっております、いずれも問題なしと判断してございます。また申請番号 1 番につきましては、調査書に加えて参考資料として〇〇〇〇の今後の営農に係る事業計画、収支営農計画書等を添付しております。以上簡単ではございますが、議案第 92 号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。申請番号 1 番については、1 番吉田委員さん、よろしくお願いいたします。

吉田委員 1 番 吉田です。申請番号 1 番についての、現地調査を 6 月 3 日に上西委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。この申請は〇〇〇〇さん所有農地を、〇〇〇〇氏が取得するものであります。この〇〇〇〇はブドウ栽培を行い、その後、隣地に醸造所を建築しワイン事業などを展開する予定としております。農地については今まで管理しており問題はなしとしております。なお、この法人は今後認定を受け、町内での営農をする予定であります。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、ありがとうございました。次、申請番号 2 番については 11 番、上西委員さん、よろしくお願いいたします。

上西委員 11 番 上西です。申請番号 2 番についての、現地調査を 6 月 3 日に吉田委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。この申請は〇〇〇〇さん所有

地を、〇〇〇〇さんが取得するものであり、この農地は今まで〇〇〇〇さんが管理しており、取得希望があったことによる申請となっております。農地は適切に管理されており問題はないとしております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。その他、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番について、何かご質問ございますか。

元山委員 はい。

議 長 はい。2番元山委員さん。

元山委員 休憩をお願いします。

議 長 休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。議案第92号について。申請番号1番、2番について。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、それでは決定をさせていただきます。次、日程9、議案第93号。農業振興地域整備計画の変更について。日程10、議案第94号「農地法第4条の規定による許可申請について。日程11、議案第95号、農地法第5条の規定による許可申請について。一括、事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは順を追ってご説明させていただきます。議案第93号、農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和4年6月13日提出。弟子屈町農業委員会会長。議案第93号につきましては、整理番号6番までございますので、順を追って説明させていただきます。

整理番号1番、こちらについての区分については用途変更になってございます。〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目は牧場、現況地目は畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容につきましては、農業用施設の整備に伴う、スタック置き場の造成となっております。事業期間は許可日から令和4年10月31日まで。事業内容につきましては、記載のとおりとなっております。事業の必要性につきましては、経営規模拡大による、粗飼料の増産が

必要となるため。土地選定の理由については、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能となるため、としてございます。事業費につきましては、事業主体自身が、自身で工事、整備を行うものとしておりますので、〇〇〇〇円としてございます

続きまして整理番号2番。こちら区分については用途変更。〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目はどちらも畑となっております。面積は合計〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容につきましては、農業用施設の整備としてございます。農産物集積場の造成となっております。事業期間については、許可日から令和4年10月31日まで。事業内容につきましては、記載のとおりとなっております。事業の必要性、及び土地選定の理由につきましては、近年、農産物の運搬には大型車輛を使用し運搬経費削減及び悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっているため、大型車輛の出入りが容易及び作付圃場の近隣であるため、としてございます。事業費は合計で〇〇〇〇〇円であり、全額自己資金でまかなうこととしております。

続きまして整理番号3番、区分は用途変更。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。計画内容、事業名称につきましては、先ほどの整理番号2番と同様となっておりますので、割愛させていただきます。事業内容は記載の通り。事業の必要性、土地選定の理由につきましても、こちら整理番号2番の集積場のものと同様となっておりますので割愛させていただきます。こちら事業費につきましては〇〇〇〇円、こちら全額自己資金でまかなうものとしてございます。

続きまして12ページ、整理番号4番。こちらの区分は用途変更。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。計画内容、また事業の必要性等については、先ほどと同様となっておりますので割愛させていただきます。事業内容については記載の通りとなっております。こちら、事業費については〇〇〇〇円。全額自己資金となっております。なおこちら、この後ご説明いたします農地法5条の関係で所有者につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。

続きまして整理番号5番、区分は用途変更。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他1筆の計2筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。こちらの計画内容につきましては、先ほどと同様のものとなっておりますので割愛させていただきます。事業費につきましては〇〇〇〇〇円。土地の所有者につきましては〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏及び、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。

続きまして、整理番号6番。区分は用途変更。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他3筆の計4筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。事業主体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましてはロール置き場の造成となっております。期間につきましては許可日から令和4年10月31日まで。事業内容につきましては、記載のとおりとなっております。事業の必要性につきましては、経営規模拡大により、粗飼料の確保及び保管場所が必要となるため。土地選定の理由は、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能となるため、となっております。事業費につきましては、事業主体自身で整備等を行いますので、〇〇〇〇円としてございます。なおこちらの土地につきましては、所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏及び、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。図面につきましてはそれぞれ、整理番号1番につきましては、13ページに申請地の図面、14ページに配置求積図、15ページには農振図の添付を行っております。整理番号2番につきましては、16ページに現地の図面、配置求積図については18ページ、農振図につきましては17ページでございます。整理番号3番につきましては、図面は19ページにございまして、求積図については20ページ、農振図につきましては21ページにございます。

整理番号4番につきましては、次のページにございます、22ページに図面がありまして、配置求積図は23ページ、次の24ページに農振図がございます。整理番号5番につきましては、図面が25ページ、求積図は26ページで、農振図は27ページとなっております。最後、整理番号6番についても、図面のページにつきましては28ページ、農振図につきましては29ページ、30ページおよび31ページに求積図がついてございます。

以上、議案第93号の説明をさせていただきました。続きまして、この後農地法第4条の申請がございましたので、議案第94号の説明に移らせていただきたいと思います。

それでは、議案第94号。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定による、農地の転用の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和4年6月13日提出。弟子屈町農業委員会会長。

こちらは申請が3つありましたので、32ページをご参照いただいて、順を追って説明差し上げます。

まず申請番号1番。こちら議案の内容ですが、申請番号1番から3番ともに、先ほど議案第93号の時点で説明した通りとなっておりますので、割愛をさせていただきます。こちら、次の33ページから始まる、意見書案の内容の説明のみとさせていただきます。

申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。転用目的につきましては、農業用施設整備、スタック置き場の造成のためとなっております。工事計画につきましては、許可日から令和4年10月31日まで。造成完了後は永久転用となっております。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北東方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である、としてございます。こちら、許可基準からみた意見ですが、当申請は、経営規模拡大のための飼料の増産が必要となるため、農業施設整備、スタックサイロ置き場の造成、をするものである。既存の施設に隣接しており効率的な営農が可能な場所であり、当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる、としてございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し、問題ないと判断してございます。

続きまして、総会資料、次のページ34ページをご参照ください。こちらは申請番号2番、〇〇〇〇氏の意見書案の内容となっておりますので、説明いたします。申請者は〇〇〇〇氏。〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の地番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。転用目的は、農業用施設整備、農産物集積場の造成のためとなっております。工事計画については、許可日から令和4年10月31日まで。転用面積は〇〇〇〇平方メートル。判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用地とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である、としてございます。こちら、意見及び理由につきましては、当申請は、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。近年、農産物運搬に大型車輛を使用し、運搬経緯削減および悪天候時の輸送効率低下抑制が重視されており、集積場の確保が急務となっていることから、転用はやむを得ないものと思われる。としてございます。その他内容につきましても、申請書及び添付書類等を確認し問題なしとしてございます。

続きまして、35ページ。こちらについては、申請番号3番の、〇〇〇〇氏の申請に係る意見書案となっております。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。許可地の所在地番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。工事計画は、許可日から令和4年10月31日までの永久転用としてございます。面積は〇〇〇〇平方メートル。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇キロメートルに位置する農地となりますが、一部農業用施設用地とするため、

農用地区域内農地からの用途変更の手続き中である、としてございます。意見及び理由につきましても、先ほどの〇〇氏の集積場の理由と同様になりますので、こちらの方では割愛させていただきます。なお、こちらの申請につきましても、申請書、添付書類等を確認し問題なしとしてございます。以上、農地法第4条に係る申請については、以上となります。

続きまして農地法第5条に係る許可申請についてご説明します。議案第95号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和4年6月13日提出。弟子屈町農業委員会会長。意見書の説明のみ、説明させていただきます。総会資料37ページの意見書案を参照ください。

こちらにつきましては、〇〇〇〇氏の意見書案の内容となっておりますので、ご説明させていただきます。申請者は、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。許可申請地の所在地番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、農地法5条による土地使用貸借権の設定となっております。転用目的は、農業用施設整備。農産物集積場の造成としてございます。工事計画は、許可日から令和4年10月31日まで。転用地の面積は〇〇〇〇平方メートル。判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中であるとしてございます。意見および理由につきましては、当申請につきましては、農産物の効率的な集荷運搬体制の充実のため、農産物集積場を整備するものである。搬出路に隣接した圃場の取り付け部分に設置することから、転用はやむを得ないものと思われる、としてございます。その他、確認事項につきましても、申請書及び添付資料の内容を確認し問題なしと判断してございます。

続きまして38ページをご参照ください。申請者、こちらにつきましては、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏及び、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請地の所在地番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、権利の種類は、第5条による使用貸借権、転用目的につきましては、農業用施設整備、農産物集積場の造成のため、としてございます。工事計画は許可日から令和4年10月31日までの永久転用。面積につきましては、〇〇〇〇平方メートル。判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北西方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中であるとしてございます。こちらの意見及び理由につきましても、先ほどの〇〇氏の理由と同様となっておりますので割愛させていただきます。その他の確認事項につきましても、申請書の内容等を確認し問題なしと判断してございます。

続きまして、申請番号3番。39ページをご参照ください。申請者、貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主は、〇〇〇〇氏。所在地番は、〇〇〇〇〇〇〇〇及び、〇〇〇〇〇〇〇〇の2筆。こちら農地法第5条に伴う使用貸借権の設定となっております。工事計画につきましては、許可日から令和4年10月31日まで。転用目的は、農業用施設の整備、ロール置き場の造成としてございます。転用面積につきましては、〇〇〇〇平方メートル。転用の内容につきましては永久転用となっております。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から南方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用とするため、農用地区域内農地からの用途変更の手続き中であるとしてございます。こちらの意見及び理由につきましては、当申請は、経営規模拡大に伴い、飼料となる牧草ロールの設置場所の確保が必要となるため、農業施設整備、ロール置き場の造成をするものである。既存の施設に隣接しており効率的な営農が可能な場所であり、当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる、としてございます。その他確認事項につきましても、申請書及び添付書類を確認し問題なしとしてございま

す。

最後に、申請番号4番。総会資料40ページをご参照ください。申請者、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。許可申請地につきましては、所在地番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の2筆となっております。権利の種類は、農地法第5条に係る使用貸借権の設定。転用目的は、農業用施設の整備、ロール置き場の造成。工事計画は、許可日から令和4年10月31日まで。内容は永久転用としてございます。面積は、〇〇〇〇平方メートル。判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から南方向へ約〇キロメートルに位置する農地で、一部農業用施設用とするため、農用区域内農地からの用途変更の手続き中であるとしてございます。こちらについての意見及び理由につきましても、先ほどの申請番号3番と同一の内容となっておりますので、割愛させていただきます。なおその他の確認事項につきましても、申請書及び添付書類を確認し問題なしとしてございます。

以上簡単ではございますが、議案第93号、94号、及び95号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。それではここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第93号、整理番号1番については、7番鈴木委員さん、よろしくお願いいたします。

鈴木委員 7番鈴木です。議案第93号、整理番号1及び、議案第94号、申請番号1についての現地調査を、5月27日に塩沢会長、江上委員、元山委員、私と事務局で実施しております。本申請は〇〇〇〇さんの所有農地でスタックサイロを造成する内容であります。造成することで効率的な営農が可能となることから問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、ありがとうございます。続いて、整理番号2番、3番、4番、5番については、11番上西委員さん、よろしくお願いします。

上西委員 11番上西です。農振、4条、5条についての現地調査を、6月3日に齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。今回の申請はいずれも農産物集積場の造成のための申請です。運搬の効率化を図る場所に設置されていることを確認しており、問題ないと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続いて、整理番号6番については、2番元山委員さん、よろしくお願いします。

元山委員 2番元山です。農振変更、整理番号6及び農地5条の申請番号3番、4番について、一括で現地調査の報告をいたします。5月27日に塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で実施しており、本申請は〇〇〇〇氏が経営拡大及び飼料管理の効率化を目的にロール置場の造成を行うものであります。造成することで効率的な営農が可能となり、問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それではここで質疑を受けたいと思います。まず、議案第 93 号、整理番号 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしということで、決定させていただきます。整理番号 6 番については、〇番〇〇委員さんが、農業委員会法第 31 条に該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。  
(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。整理番号 6 番について、何かご意見ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。議案第 93 号を決定させていただきます。次、議案第 94 号、申請番号 1 番、2 番、3 番について、ご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしということで、議案第 94 号を決定させていただきます。次議案第 95 号、申請番号 1 番、2 番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしという事で、決定させていただきます。申請番号 3 番、4 番については、〇番〇〇委員さんが、農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休 憩)



上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番、2番については、以前行っておりますので、省略いたします。整理番号3番については2番、元山委員さん、よろしくお願ひします。

元山委員 2番元山です。整理番号3番についての現地調査を、5月27日に、塩沢会長、江上委員、鈴木委員私と事務局で実施しております。申請地は今まで〇〇〇〇さんの自宅前の所有農地であり、今回、〇〇〇〇氏が利用することで調整しております。申請地は肥培管理されているため利用には問題なく、今後借り受ける〇〇〇〇氏の経営拡大が図れることから、飼料確保の点から見ても問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは現地委員さんの報告が終わりましてので、ここで質疑を受けたいと思います。整理番号1番、2番については、〇番〇〇委員さんが農業委員会法31条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩します。

(休憩)

議 長 それでは再開いたします整理番号1番、2番について。よろしいですか。

各委員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定をさせていただきます。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号3番について、何かご意見ございますか。よろしいですか。

各委員 異議なし。

議 長 それでは異議なしということで、決定させていただきます。これで議案第96号を決定させていただきます。次日程13、議案第97号。現況証明願ひについて事務局説明お願ひします。

事務局 総会資料 44 ページをご参照ください。議案第 97 号、現況証明願いについて。農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。令和 4 年 6 月 13 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は 1 件の申請がありましたので説明させていただきます。

申請番号 1 番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆の計 2 筆。公簿地目は牧場及び畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル、判定地目は 3 筆とも農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人ともに〇〇〇〇氏。図面につきましては、45 ページをご参照ください。以上簡単ではございますが、議案第 97 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。現地委員さんの報告をお願いします。1 番吉田委員さん、よろしくお願いいたします。

吉田委員 1 番吉田です。申請番号 1 番の現地調査を、6 月 3 日に上西委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。先ほど農地法 3 条により所有権移転がありました、〇〇さんの所有地です。申請地を確認したところ、畑としての利用が困難な土地であり問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。よろしいですね。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第 97 号を決定とさせていただきます。次日程 14、その他、皆さんの方から何かございますか。なければ事務局から。ありませんか。はい、その他はないということで、本日、日程 1 から日程 14 まで全て決定させていただきました。これにて第 24 回弟子屈町農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

午前 11 時 14 分

以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 岡林 牧人

議事録署名委員 江上 真一